

令和2年10月28日

自動車局整備課

## STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？ 特定整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ

認証工場以外で車検を受けた自動車ユーザーの5割が認証工場に依頼したと誤認しています。自動車ユーザーへの周知・啓発及び情報収集のため、アンケート調査を実施します。

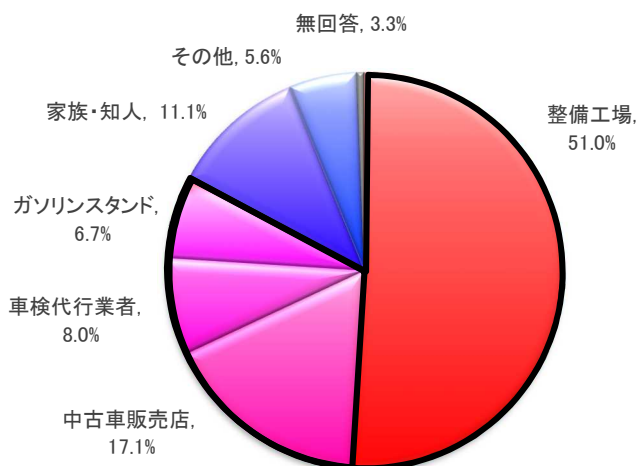
自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を「国の認証を受けた整備工場」(認証工場)へ委託しています。しかしながら、国の認証を受けないで「特定整備※」を違法に行う未認証事業者が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

未認証事業者による特定整備作業は、安全上の問題があるおそれもあることから、国土交通省では、車検時に未認証事業者が整備作業を行った可能性のある自動車ユーザーに対し、別紙により、未認証行為の違法性や認証工場の見分け方等を周知するとともに、その実態を把握するため、本年度においても自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

※特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

### ○「あなたは誰に対して車検を依頼しましたか？」に対するユーザーの回答(令和元年度調査結果)

・車検時に未認証事業者が点検整備を行った可能性のある自動車ユーザーに対してアンケートを実施



#### 結果・考察：

- ・全体の約8割が未認証事業者に依頼しており、違法に特定整備が行われている又は定期点検整備が確実に実施されていないおそれがある。
- ・約5割は、認証工場へ依頼したと誤認している可能性がある。

今年度は、令和2年6月から8月に車検を受検したユーザー約20万人を対象にアンケートを実施します。

#### 【問い合わせ先】

自動車局整備課 姉川、稲田

代表：03-5253-8111（内線 42428）、直通：03-5253-8600、FAX：03-5253-1639

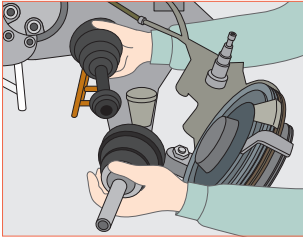
# STOP違法整備!!



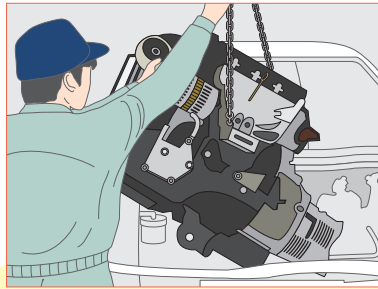
## あなたのクルマは 違法に整備されていませんか？

次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でのみできます！

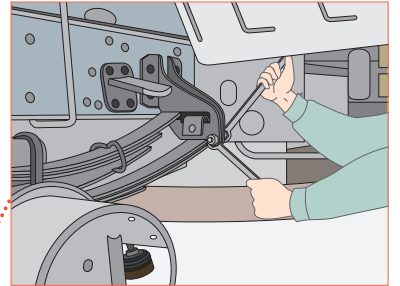
**2 動力伝達装置**  
(ドライブシャフトなどの脱着)



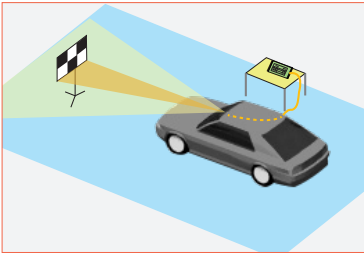
**1 原動機 (エンジン脱着)**



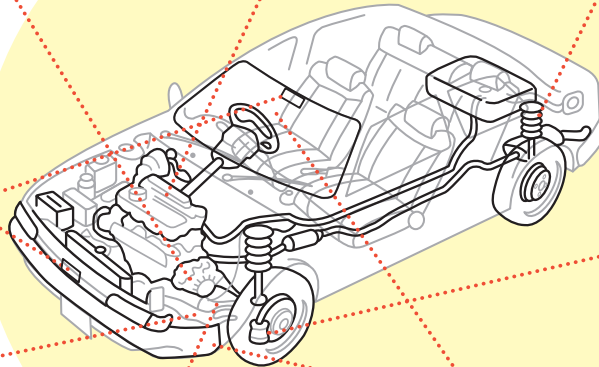
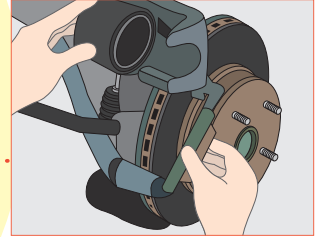
**6 緩衝装置**  
(リーフスプリング脱着)



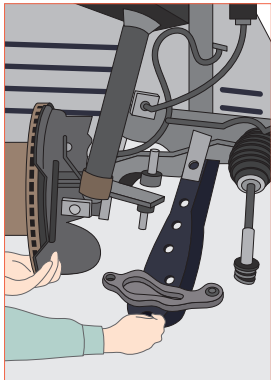
**7 運行補助装置**  
(自動ブレーキ用カメラ  
の調整など)



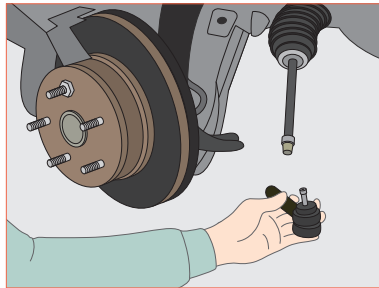
**5 制動装置**  
(ブレーキパッドなどの交換)



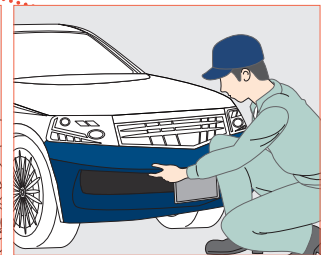
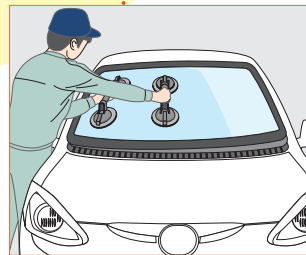
**3 走行装置 (ロアアーム脱着)**



**4 かじ取り装置**  
(タイロッドエンド脱着)



**7 運行補助装置**  
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている  
窓ガラス・バンパーなどの脱着)



**8 自動運行装置**  
(レベル3以上の自動運転を行うための  
装置に係る整備・改造)

## 未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

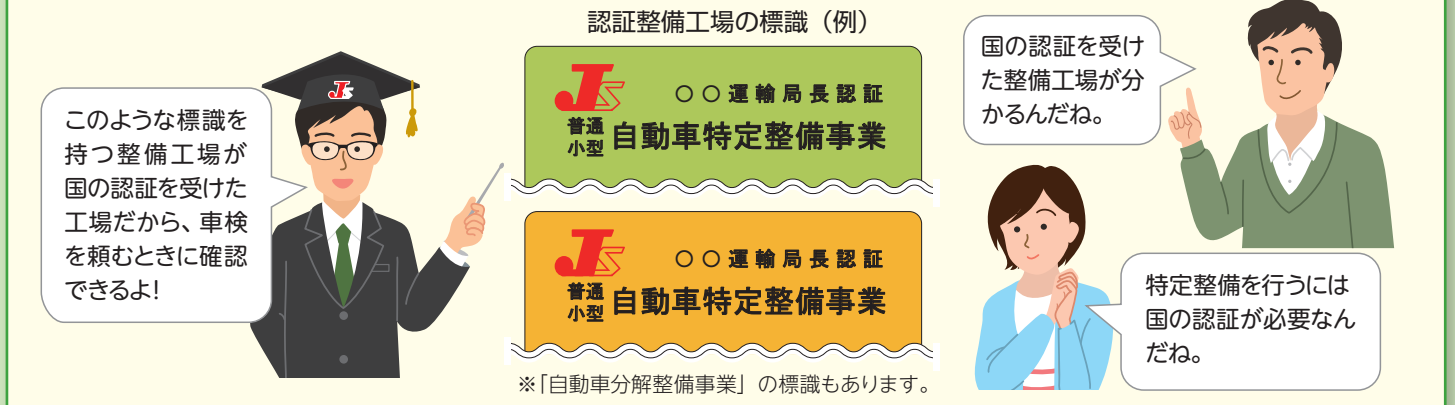
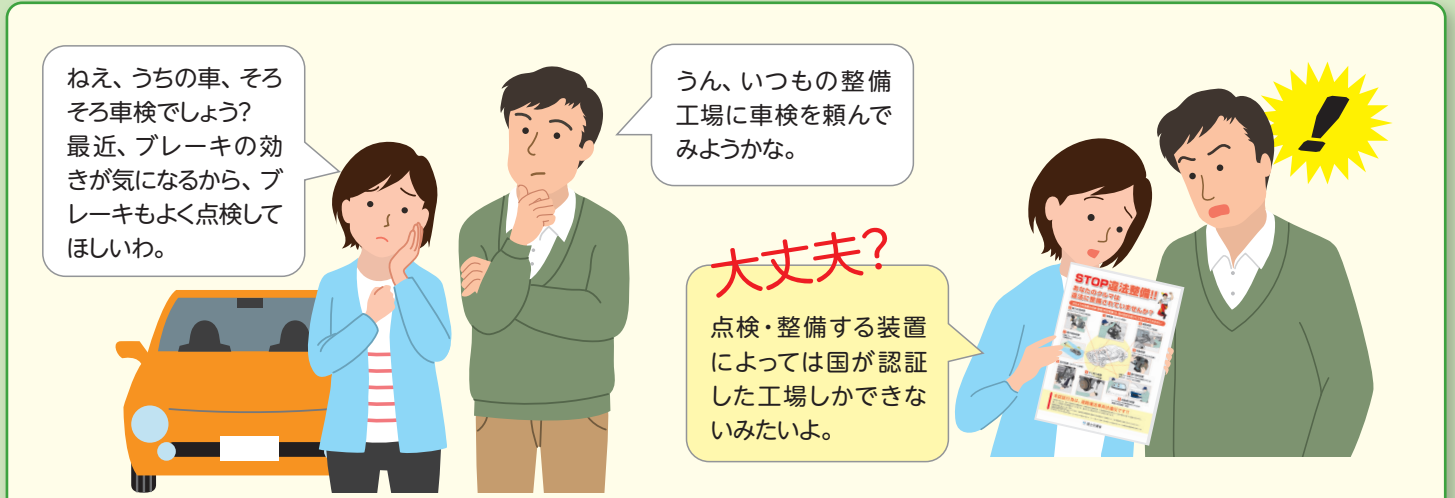
道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

# 特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!



次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

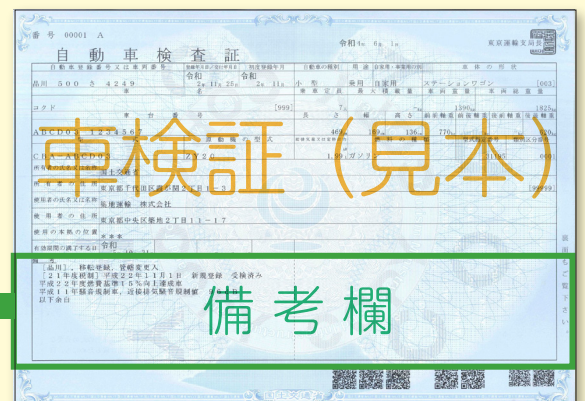
check

- 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の **1** ~ **8** のどれかに該当するか
- 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- 車検証の備考欄中、〔受検形態〕が「使用者」又は「その他」と記載されている

## 車検証の備考欄をご確認ください。

### 【受検形態】

- 指定整備工場、認証整備工場  
国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- 使用者  
自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。
- その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）  
上記以外の方が車検を受けた場合です。  
※ 違法に特定整備が行われている又は  
定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。  
点検整備記録簿を確認してください。

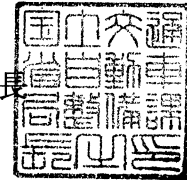


- 北海道運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 022(791)7534  
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 025(285)9155  
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 045(211)7254  
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 052(952)8042-3 (愛知、岐阜、三重、静岡、福井)
- 近畿運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 06(6949)6453  
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 082(228)9142  
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全全部整備・保安課 …… 087(802)6783  
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全全部整備課 …… 092(472)2537  
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課 …… 098(866)1837

国自整第 194 号の 2  
令和 2 年 10 月 29 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国自整第 194 号  
令和 2 年 10 月 29 日地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

## 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車（以下「路上故障車等」という。）によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 3 条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 記

1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 49 条第 2 項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。
2. 施行規則第 3 条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造（取付け）については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。  
ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできれば確認業務等が行われる場合にあつては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」

(平成18年3月2日付け国自整第126号)及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成18年3月2日付け国自整第127号)によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

令和2年10月30日  
自動車局整備課**事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施**

～ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて ～

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

**1. 令和元年度大型車※の車輪脱落事故の発生状況**（詳細は、別紙1参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

**2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施**

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめ（別紙2）が決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策（別紙3）」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

## 【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

## ＜添付資料＞

別紙1 令和元年度大型車の車輪脱落事故発生状況

別紙2 大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性「中間とりまとめ」の概要

別紙3 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

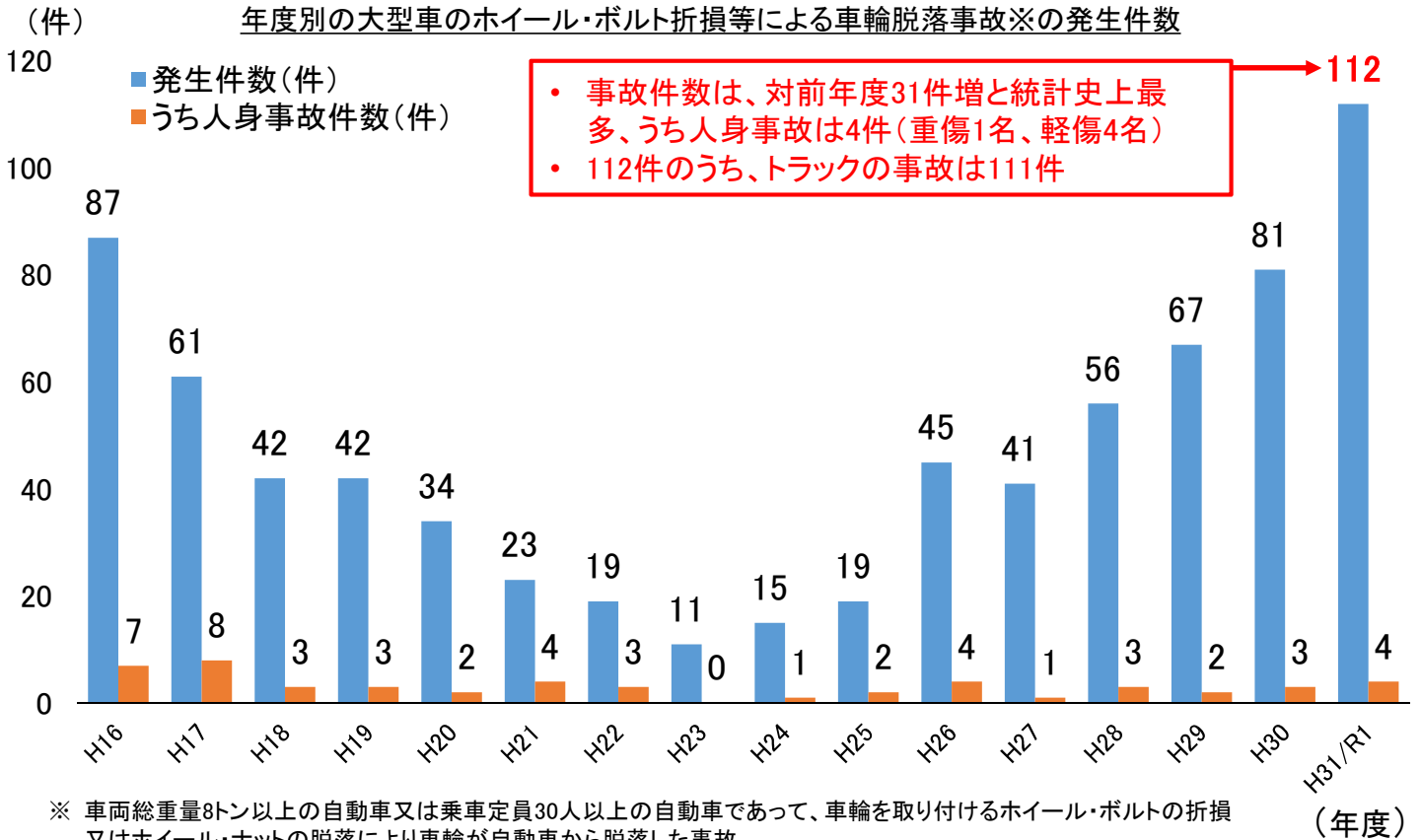
参 考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ（（一社）日本自動車工業会作成）

## ＜問い合わせ先＞

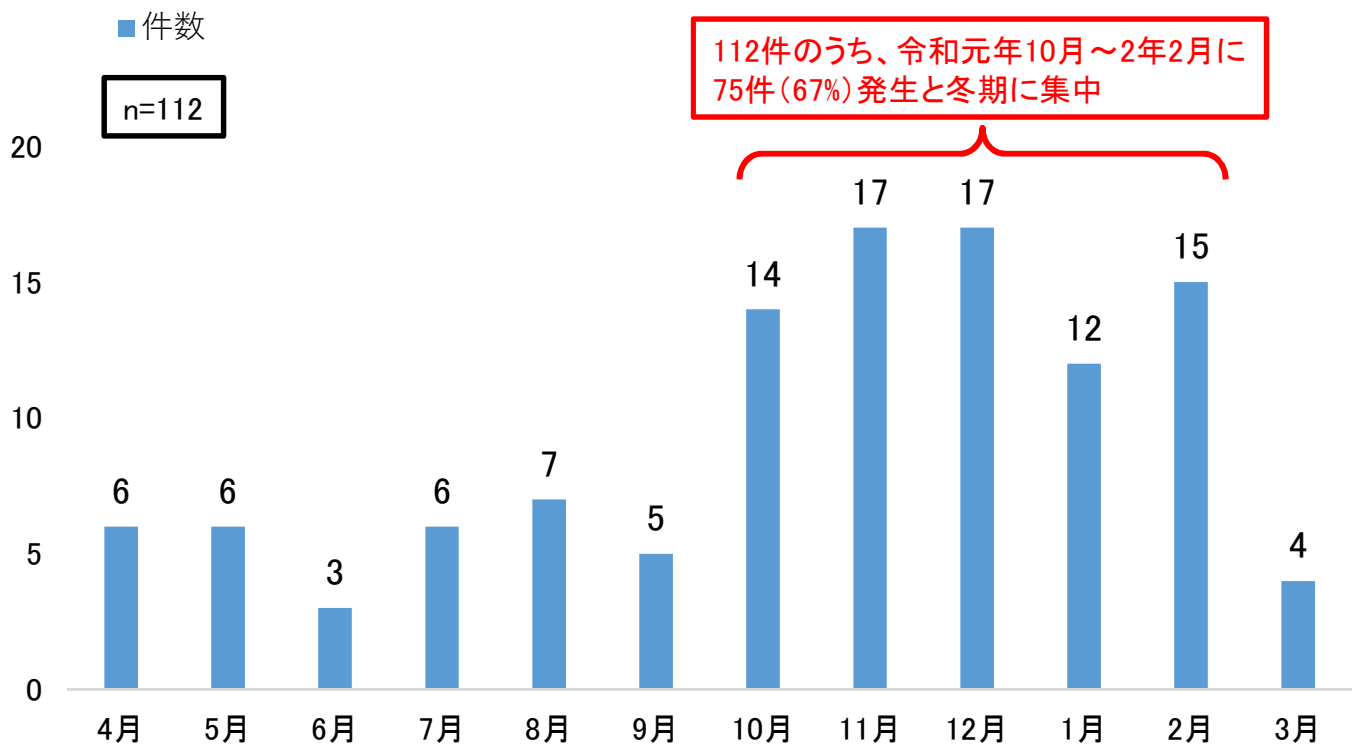
自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）【別紙1】



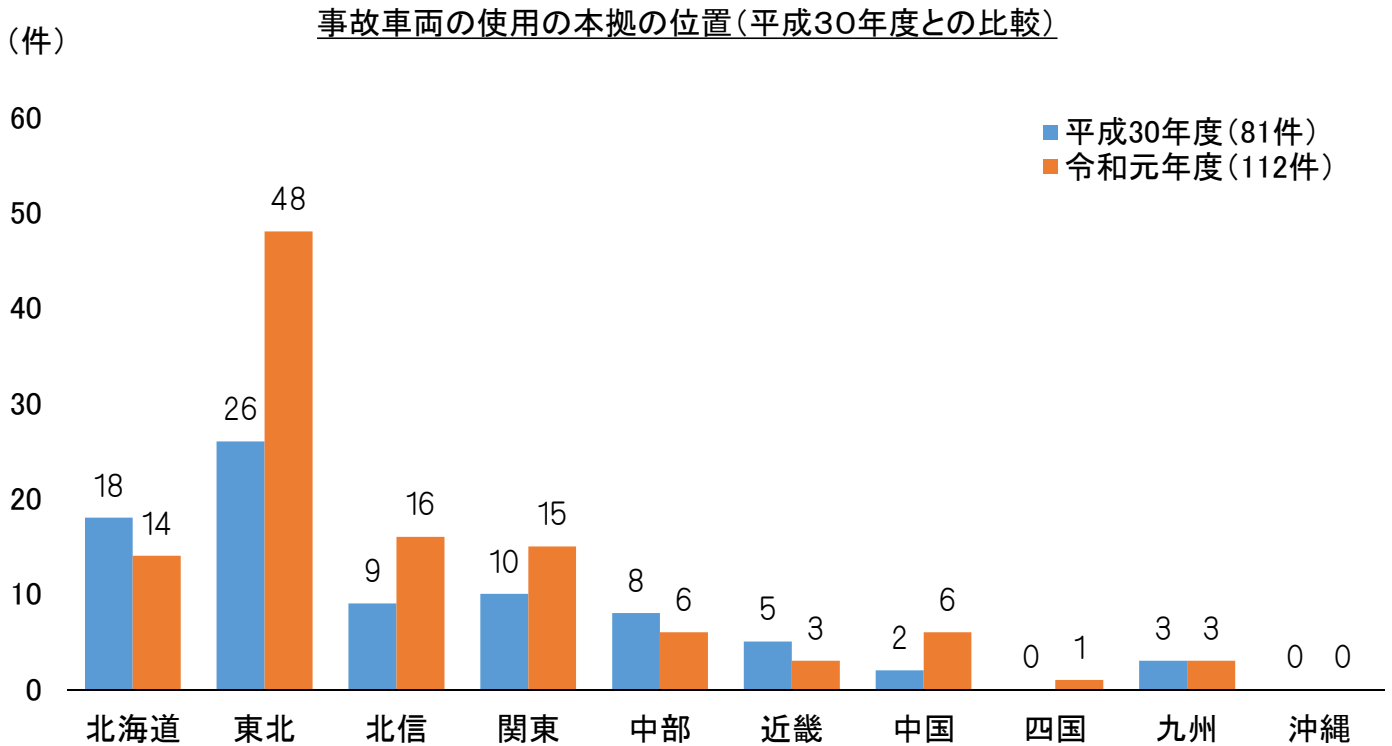
## 車輪脱落事故の月別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

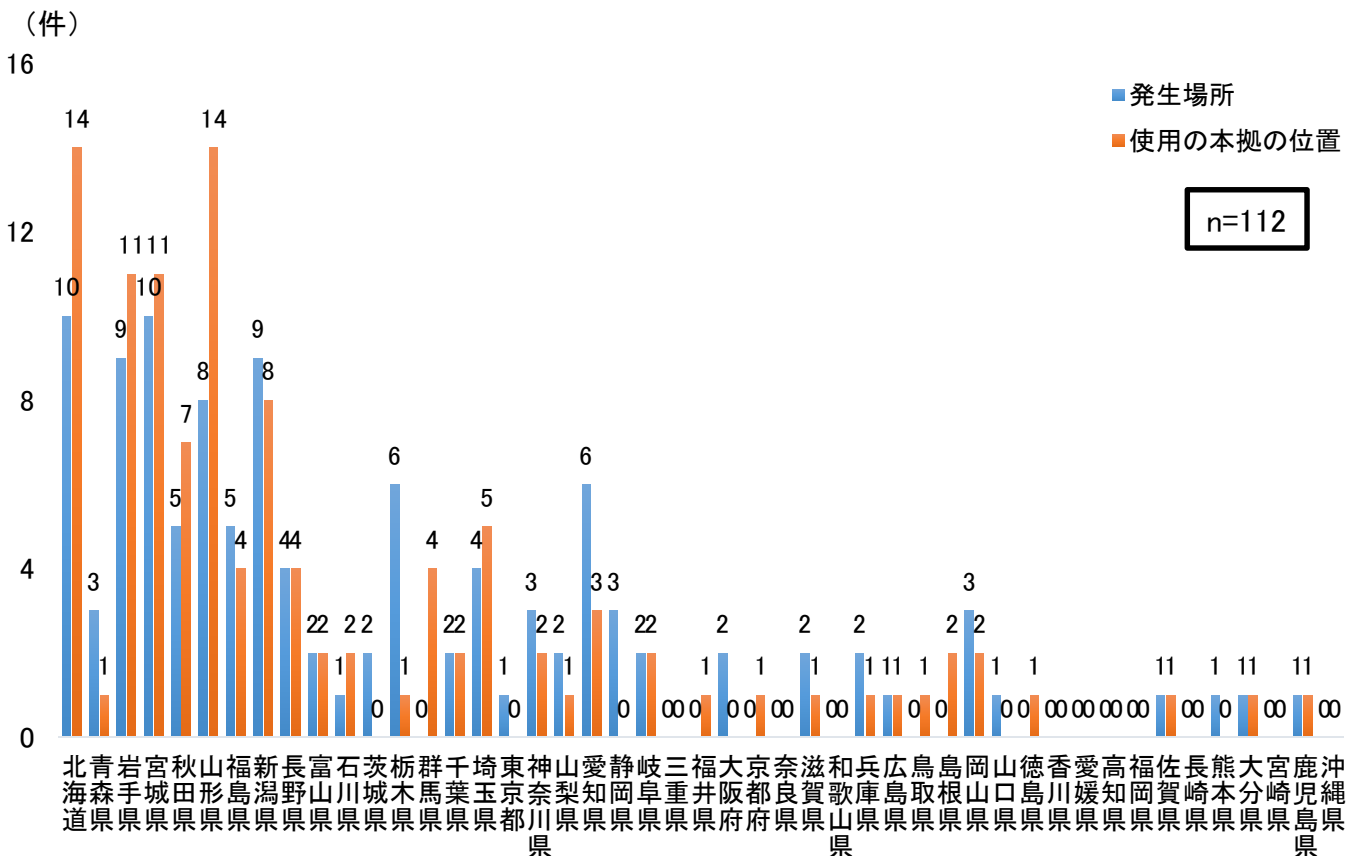


# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

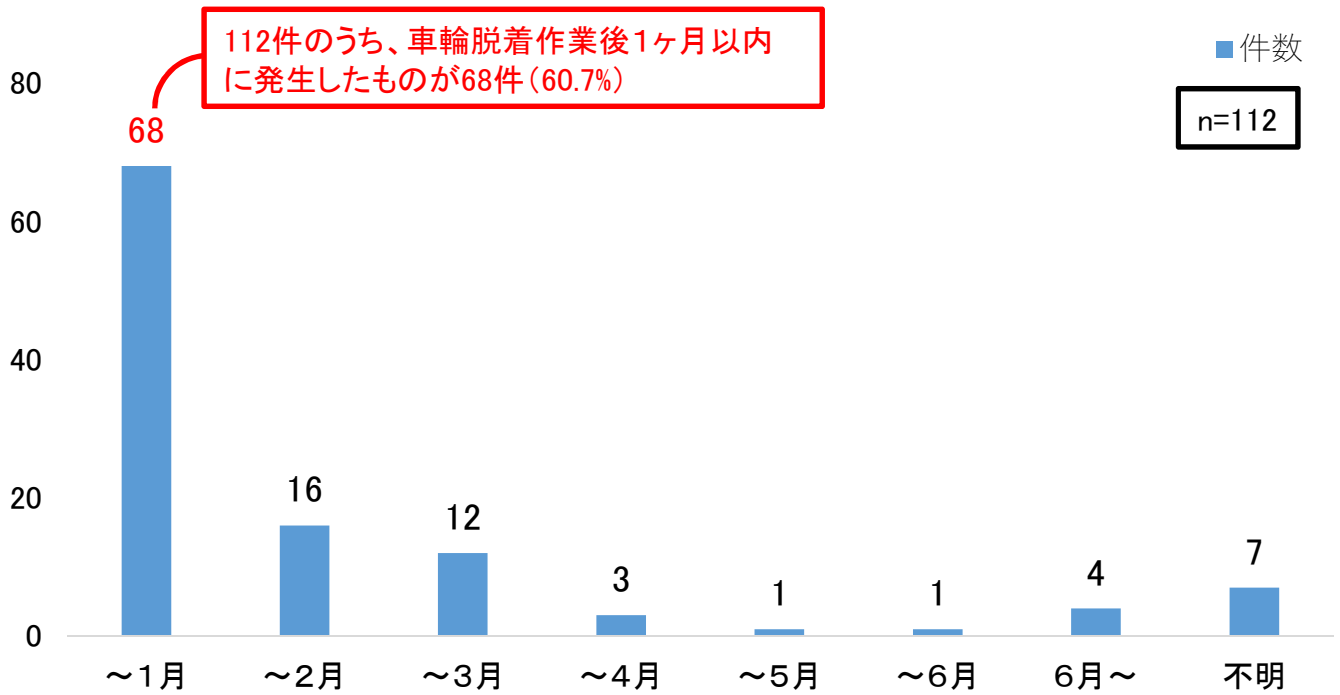
【 参考 】 事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置（都道府県別）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

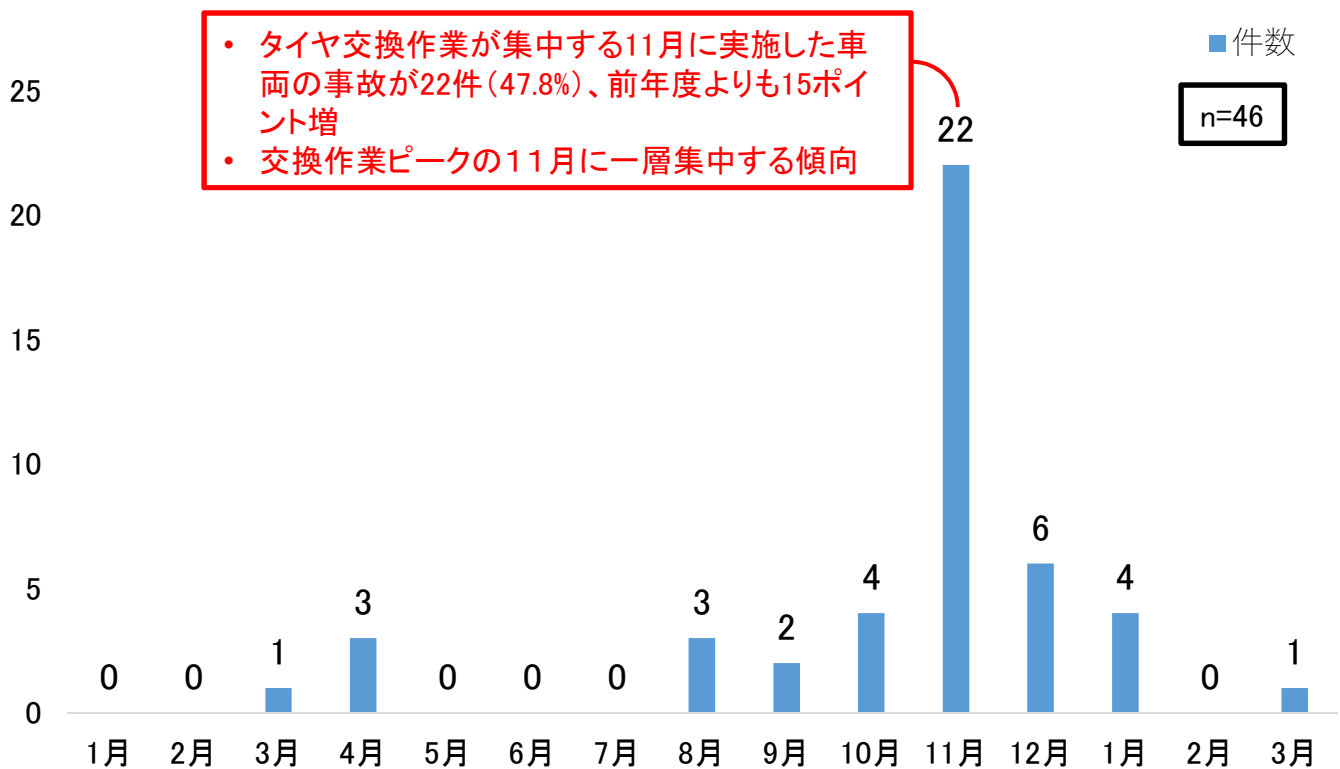
# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

車輪脱着から脱輪発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

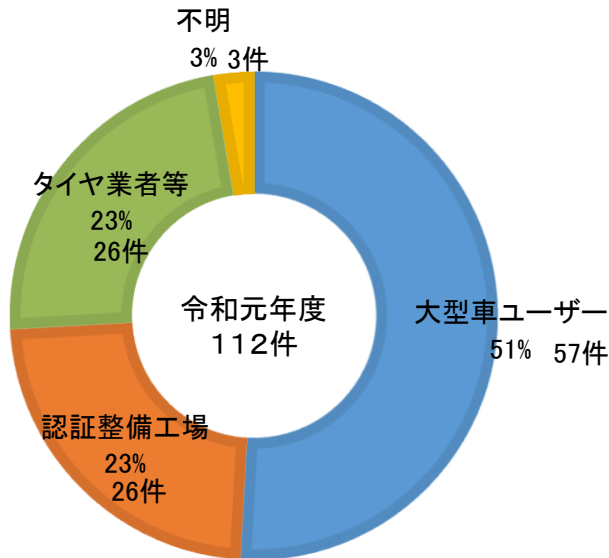
車輪脱落事故発生直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両の事故件数  
(タイヤ交換実施月別)



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

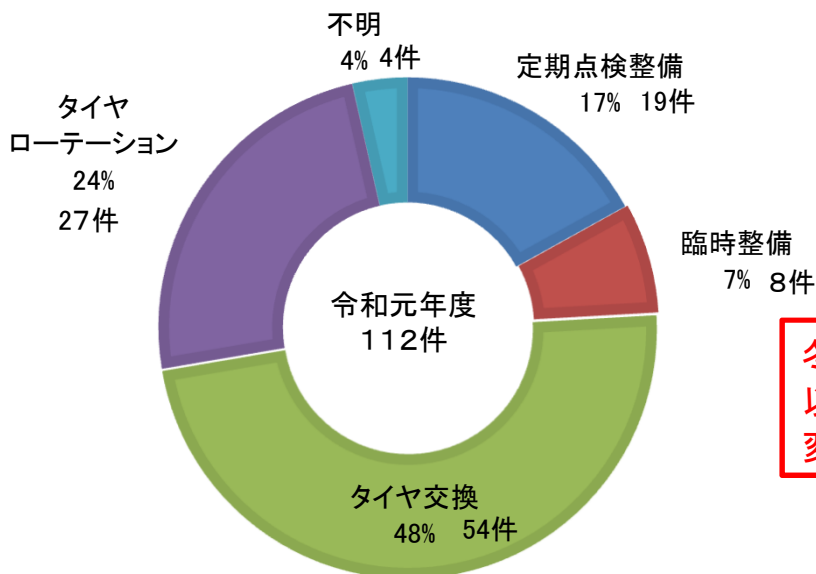
タイヤ脱着作業実施者別



・ 大型車ユーザーの交換が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別

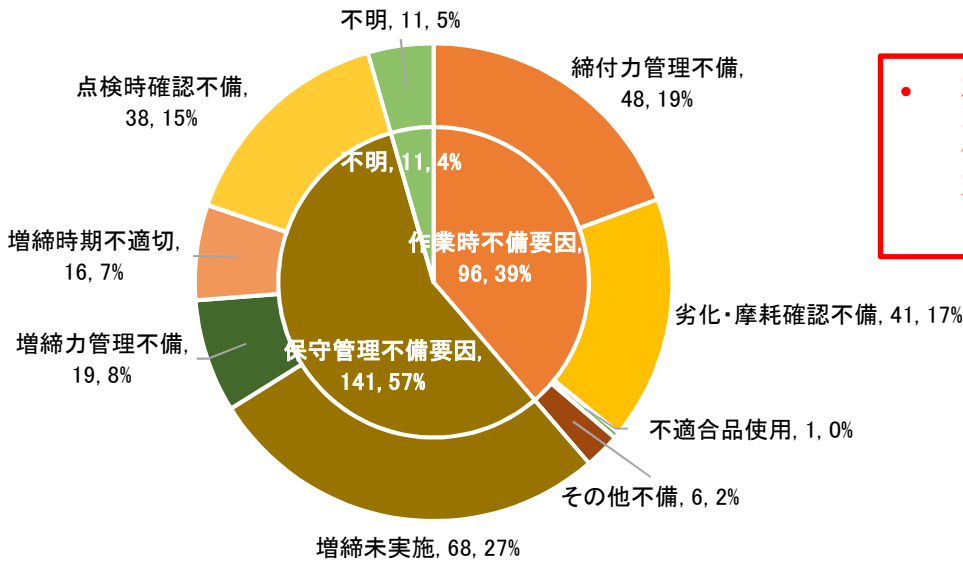


冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

- タイヤ交換
  - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
  - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
  - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

# 車輪脱落事故発生状況（令和元年度）

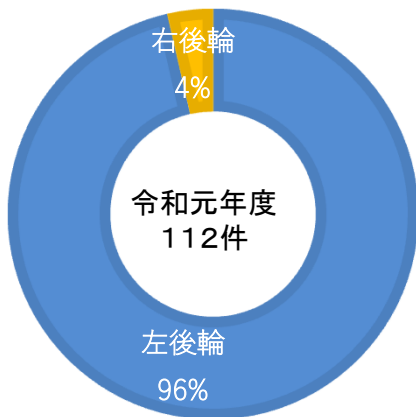
## 発生推定原因



不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備が主な要因となっている傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と傾向変化なし

### 左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
  - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
  - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
  - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

## 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ報告書概要 －大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性（中間とりまとめ）－

### 検討内容

依然として大型車車輪脱落事故の主要因となっている不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理の不備に対して、更なる効果的な車輪脱落事故防止対策を検討・立案するために、以下の内容について検討した。

- ① 適切なタイヤ交換作業・保守管理が実施されない要因（使用者（事業者を含む）の使用環境の変化、点検整備方法の妥当性など）
- ② ①を踏まえた効果的な広報啓発方法
- ③ ①を踏まえたより実態にあった点検整備方法の検討
  - ・ 使用年数（新車・使用過程車）を考慮した締め付けトルクの管理方法
  - ・ ホイール締め付け方式（ISO・JIS）に適した点検整備方法
  - ・ トルクレンチ以外の工具での最善の増し締めの実施方法
  - ・トラック、バスの運行形態を踏まえた増し締めの実施時期
- ④ その他
  - ・ 運転者等に「点検時期」や「ホイール・ボルトの緩み」を警報する装置の実用化

### タイヤ交換作業等の実態調査結果

脱輪事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施。脱輪事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、以下の傾向が見られた。

- ・ 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換作業が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者（タイヤ交換業者、整備工場）でのタイヤ交換が多い。
- ・ タイヤ交換作業時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
- ・ タイヤ交換作業時は、事故発生事業者及び事故未発生事業者のいずれも、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしていない割合が多い。
- ・ 事故未発生事業者は増し締めを実施していない割合は低いものの、緩みがあれば実施している割合が高い。
- ・ 増し締め時は、事故未発生事業者の方が、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしている実態が多い。

また、脱輪事故を起こしていない事業者での独自の事故防止対策を収集したところ、以下の取り組みが多く見られた。

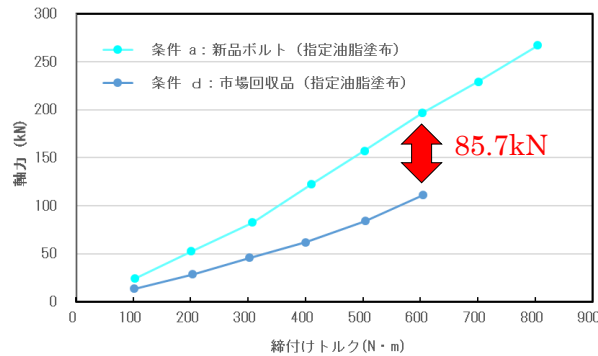
- ・ タイヤ交換作業時の記録をとる。
- ・ ナットにマーカを引いて点検の目安にする。

### 車輪脱輪の原因究明のための実証実験結果

締め付けトルクに対するボルト軸力特性試験（単品試験）及び走行環境を模擬したホイール保

持能力試験（走行試験）の結果から、以下のことがわかった。

- 単品試験で市場回収品のボルト、ナットに指定油脂を塗布した場合、錆除去前、錆除去後、のいずれも指定油塗布前に対して軸力が向上した。
- 単品試験で新品と市場回収品に指定油脂を塗布した場合、市場回収品は新品に対して約半分の軸力であった。（下図参照）
- 走行試験では、今回の試験条件、走行距離の範囲では軸力が低下したと言える結果は得られなかった。



### 事故防止対策の提案

#### ○ 緊急的対策（事故増加の早期抑止を図るためのもの）

- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を確実に実施させるためタイヤ交換作業管理表を使用した記録・管理を整備管理者が実施
- ホイール・ナットの状態を確実に確認するための日常点検表の作成・使用
- ホイール・ナットへのマーキング、又は、市販化されているホイールナットマーカを使用して、ホイール・ナットの緩み確認を強化
- 脱輪事故が多発する時期にあわせ、事故防止対策の推進を図るためのキャンペーンを実施

#### ○ 抜本的対策（制度化を主としたもの）

- ホイールの締結力に影響のあるホイール・ボルト、ナットを極力排除するため交換目安の例示の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業を実施させるため大型車のタイヤ交換手順の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を実施させるためタイヤ交換作業管理表の記録、整備管理者による管理を義務づけることの制度化を検討
- 社内での事故防止対策の浸透を図るための教育の実施、理解度把握を整備管理者の権限であることの明確化を検討
- 整備管理者に対するタイヤ交換作業の管理能力確保のための技能講習受講の制度化を検討

### 引き続き検討すべき課題

- 脱輪の要因を究明するための検証方法の検討
- 作業者のヒューマンエラーを前提としたハード対策の検討
- 車輪脱落事故の継続監視と発生状況に適応した対策の検討

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

### 1. 国土交通省実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対する広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。

#### (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間（平成29年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

#### (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

### 2. 連絡会構成団体共通実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。

① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

- ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
- ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。

③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。

④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底する。

① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。

② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。

③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト



付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

#### ● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を重点的に実施すること。

#### ● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

#### 4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常（運行前）点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用



落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

# 正しい作業が、防ぐ事故。

## 徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

### お

きまりのトルクで  
きちんと 締め付けて



### 規定のトルクで確実な締め付けを

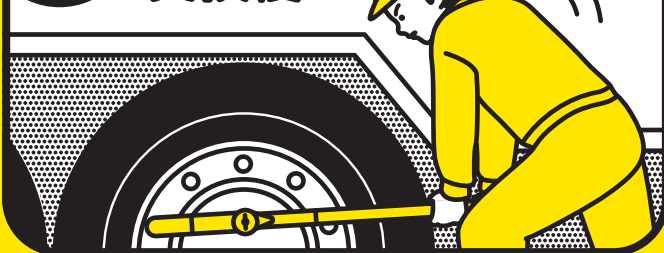
締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



### ち

やんと増し締め  
交換後



### 50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合



①アウターナットを締めます。②インナーナットを締め付けます。③アウターナットを締め付けます。  
※これらの図は右側タイヤの場合です。

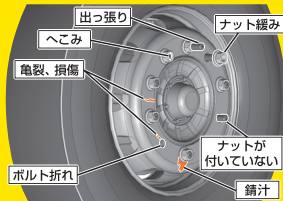
### な

(ナット)  
っと見て ボルト触って  
さあ出発!



### 一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



### い

や待てよ? ボルトと  
ナットは適正か?



### ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履きません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履きません!



### 左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



### ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会

# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

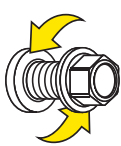
タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、  
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

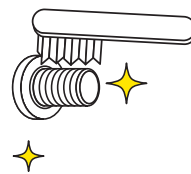


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

**ホイールナット締め付け時の注意点だよ!**



## ④ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締め付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締め付け構造		

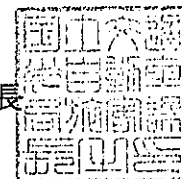
国自安第110号の2  
国自旅第261号の2  
国自貨第54号の2  
国自整第188号の2  
令和2年10月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

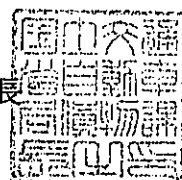
国土交通省自動車局  
安全政策課長



旅客課長



貨物課長



整備課長



### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要があります。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

別紙

国自安第110号  
国自旅第261号  
国自貨第54号  
国自整第188号  
令和2年10月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
旅客課長  
貨物課長  
整備課長

#### 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和元年度の発生件数は112件と平成11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受け止める必要がある。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されたところである。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

## 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

### 1. 国土交通省実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知徹底を図る。

#### (2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間（平成29年度以降）に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

#### (3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

### 2. 連絡会構成団体共通実施事項

#### (1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。



## (2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

## (3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

### 3. 連絡会構成団体別実施事項

#### ● 全日本トラック協会、日本バス協会

(1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
  - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
  - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
- ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

(2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● **全国自家用自動車協会**

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を重点的に実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

- **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

- **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

#### 4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

#### 5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
2. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
3. 日常（運行前）点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

## 貨物自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙3のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

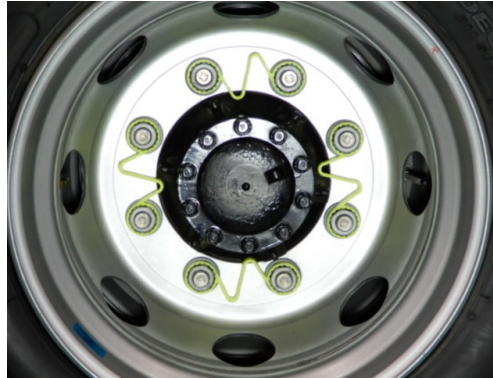
自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることを踏まえた今年度の追加対策

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙1の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 別紙1の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング<sup>(注1)</sup>を施す、又は、ホイールナットマーカを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検<sup>(注2)</sup>を確実に確認する。

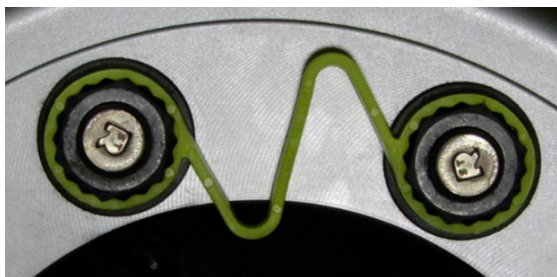
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

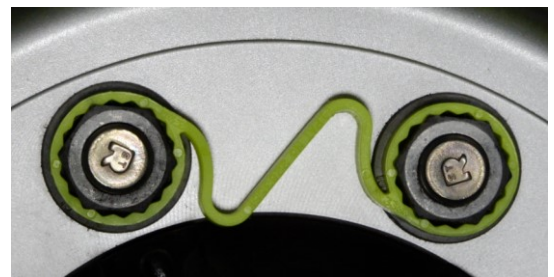
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカの状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

## 旅客自動車運送事業者の方へ

## 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

## 1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント<sup>(※)</sup>について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙3のチラシを参照

## 2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

# タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番 \_\_\_\_\_  
 作業実施者名 \_\_\_\_\_

整備管理者確認欄

実施日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
		ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認			
※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認			
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。



## 日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者) 確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者) 確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ		
			ブレーキのきき		
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合		
			異音		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態			
	ワイパー	※ 拭き取りの状態			
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合				
○ ブレーキ・バルブ	排気音				
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量			
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			
	バッテリー	※ 液量			
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量			
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量			
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合		
		損傷			
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合		
			汚れ		
			損傷		
	タイヤ	空気圧			
		□ ディスク・ホイールの取付状態		ナット緩み・脱落	
				ボルト付近さび汁	
				ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂		
		損傷			
異状な摩耗					
※ 溝の深さ					
○ エア・タンク	タンク内の凝水				
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク				
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所					

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。



落ちない!  
車輪キャンペーン

大型車の車輪脱落事故0へ

# 正しい作業が、防ぐ事故。

## 徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

### お

きまりのトルクで  
きちんと 締め付けて



#### 規定のトルクで確実な締め付けを

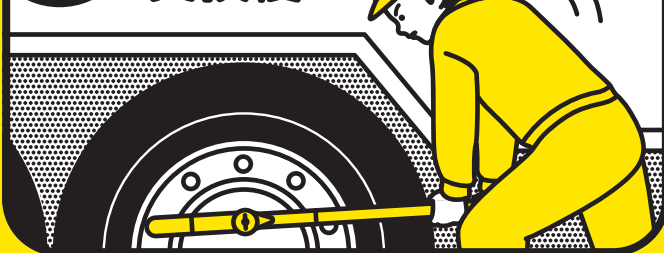
締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と平面座で締め付けるISO方式があります。「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。



### ち

やんと増し締め  
交換後



#### 50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。

ねじの締め付け方向を確かめて締め付け。



JIS方式(球面座) ダブルタイヤの場合



①アウターナットを締めます。②インナーナットを締め付けます。③アウターナットを締め付けます。  
※これらの図は右側タイヤの場合です。

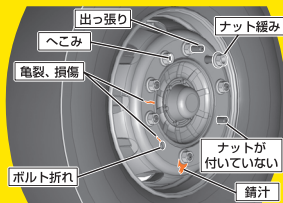
### な

(ナット)  
っと見て ボルト触って  
さあ出発!



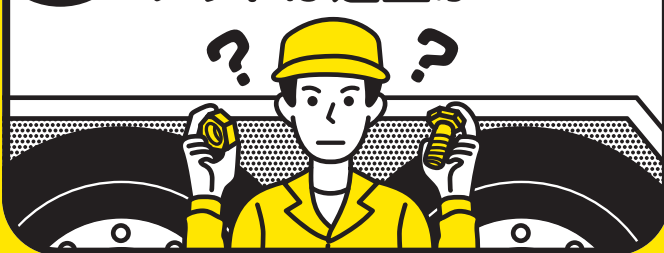
#### 一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見えてさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



### い

や待てよ? ボルトと  
ナットは適正か?



#### ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません! ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!



#### 左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



#### ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット



詳しくは、  
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



# タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

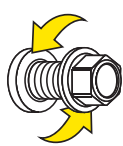
タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、  
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。  
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい  
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

**注意** ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、  
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

## その他、ホイールナット締め付け時の注意点

### ホイールボルト、ナットの潤滑について

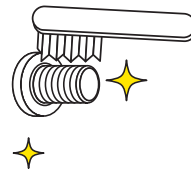


**JIS方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。

**ISO方式** ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間に**エンジンオイル**など**指定の潤滑剤**を薄く塗布します。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

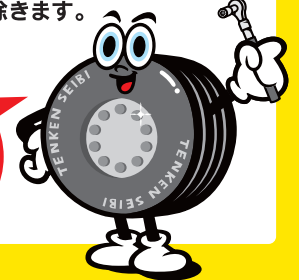
※ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。

### ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。

**ホイールナット締め付け時の注意点だよ!**



## ④ ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締め付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)
ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ: 6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ: 8本(PCD285mm)
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20) 後輪 M20、M30 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座・6種類 41mm/21mm
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換
後輪ダブルタイヤの締め付け構造	<p>ホイールボルト、平面座、ホイールナット、潤滑剤</p>	<p>ホイールボルト、球面座、インナーナット、球面座、アウターナット、潤滑剤</p>

令和2年12月15日  
自動車局整備課

## 事故の恐ろしさを知って！ 大型車の車輪脱落事故

～ 大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました ～

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生していることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです（10月30日プレスリリースを参照 [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)）。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないためにも、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

時速 60km/h で走行中のトラックからタイヤが脱輪し、ベビーカーを引いている男性にタイヤが衝突する想定での実験



＜安全啓発ビデオの公開ページへのリンク＞

URL : <https://youtu.be/BE6-rcq81C8>



＜添付資料＞

参 考 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ（抜粋）

＜問い合わせ先＞

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

参 考

## 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ（抜粋）



① 時速 60km/h で走行しているトラックからタイヤを放出



② タイヤは30m先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m飛ばされました。



③ 男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



④ 男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊椎損傷、大腿骨骨折の傷を負う結果となりました。

令和3年3月31日  
自動車局整備課

## 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

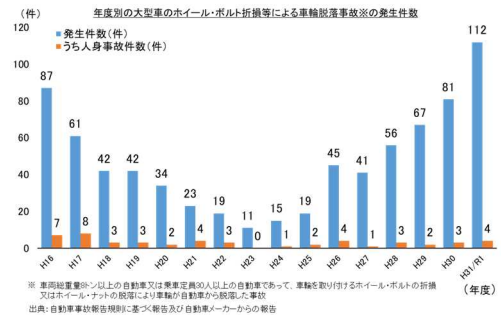
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

### 1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 ([https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000261.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html))



#### ① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

#### ② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

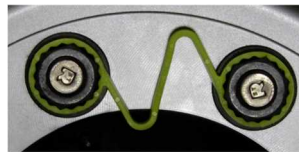
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

#### ③ 整備の実施の方法

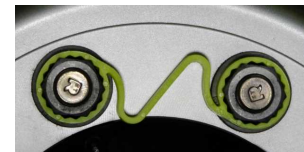
- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

### 2. スケジュール

公 布 : 令和3年3月31日(本日)

施 行 : 令和3年4月1日

<問い合わせ先>

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599(直通)、FAX:03-5253-1639

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

<p>(スロープ付きバスの基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。</p> <p>一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>(スロープ付きバスの基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 基本方針一 2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。</p> <p>一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであること。</p> <p>二 (略)</p>
--	---

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

○国土交通省告示第二百七十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

自動車点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
2 日常点検の実施の方法 (略)			2 日常点検の実施の方法 (略)		
日常点検の実施方法			日常点検の実施方法		
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	点検箇所	点検項目	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
車の周りからの点検			車の周りからの点検		
タイヤ	□取付けの状態	○ デイスク・ホイールの取付け状態について、田畑により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱着、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。	タイヤ	□取付けの状態	○ デイスク・ホイールの取付け状態について、田畑により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱着、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

		<p>○ デイスク・ホイルの取付状態について、ホイル・ボルトの折損、ホイル・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイル・ナットの緩みの点検にあつては、ホイル・ナット及びホイル・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイル・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイル・ナット及びホイル・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりデイスク・ホイルの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)  
3 定期点検の実施の方法  
(略)

定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)				点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)	(略)				(略)

		<p>○ デイスク・ホイルの取付状態について、ホイル・ボルトの折損、ホイル・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 (タイヤ交換の際には、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイル・ナット及びホイル・ボルトの損傷」に示す方法その他の方法により点検し、タイヤ交換後、デイスク・ホイルの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています)、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク(自動車製作者が定めるトルク値をいう。)でホイル・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイル・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイル・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。)</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1～4 (略)  
3 定期点検の実施の方法  
(略)

定期点検の実施方法  
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)				点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
(略)	(略)	(略)				(略)



走行装置

ホイール

(略)

ホイール・アックス・ナット及びホイール・ボルトの傷損(大型車において行う点検)

(略)

12月

12月

(略)

○ リフト・アックスなどの状態で、デイスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷、著しいさびの発生はないか、ボルトに伸びはないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。加えて、ISO方式の場合は、ホイール・ナットの塵金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認します。特に、ホイール・ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間(目安は4年)を経過している場合は入念に確認してください。
- ・ デイスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視などにより点検します。

○ デイスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、デイスク・ホイールのハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのデイスク・ホイール取付面(ISO方式の場合はハブのはめ合い部(インロー部)を含む)、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等

走行装置

ホイール

(略)

ホイール・アックス・ナット及びホイール・ボルトの傷損(大型車において行う点検)

(略)

12月

12月

(略)

○ リフト・アックスなどの状態で、デイスク・ホイールを取り外し、次の点検を行います。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか等を目視などにより点検します。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検します。

- ・ デイスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検します。また、ハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視などにより点検します。

○ デイスク・ホイールを取付ける際に次の点検を行います。

- ・ 関係部品の清掃について、デイスク・ホイールのハブへの取付面とデイスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのデイスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。

(JIS方式の場合はホイール・ナットの塵面部を含む。)を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。特に、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両にあつては、入念に清掃してください。

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を薄く塗布し、ハズのはめ合い部(インロー部)に規定のグリスを薄く塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示に従ってください。)

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回すことを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。特に、ホイール・

- ・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布します。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布します。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)

- ・ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回すことを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換します。

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>ボルト及びホイール・ナットが新品の状態から一定期間(目安は4年)を経過している場合は、手で回して円滑に回ることを入念に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。</li> <li>○ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アツツなどの状態で、デイスク・ホイールを取り外して行う点検及びデイスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</li> <li>○ デイスク・ホイールの取付け後、デイスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましいとされています。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</li> </ul>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。</li> <li>○ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アツツなどの状態で、デイスク・ホイールを取り外して行う点検及びデイスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行います。</li> <li>○ デイスク・ホイールの取付け後、デイスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましいとされています。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付けます。</li> </ul>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」や「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。  
(略)

(1) 四輪自動車など

整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
走行装置 (略)	タイヤの交換 (1)~(6) (略) (7) 大型車のタイヤ交換の場合 は、「3 定期点検の実施の方法」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷（大型車において行う点検）」に示す方法による点検を行います。 (8)~(10) (略) (11) 大型車の場合、タイヤ交換後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50~100km走行後が最も望ましいとされています）、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルク（自動車製作者が定めるトルク値をいう。）でホイール・ナットを締め付けます。この場合において、JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットを締め付けます。次に、緩めたアウター・ナットを締め付けます。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。 (12) (略)	(略)

4 整備の実施の方法

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。  
(略)

(1) 四輪自動車など

整備項目	整備の実施の方法	注 意 事 項
走行装置 (略)	タイヤの交換 (1)~(6) (略) (新設) (7)~(9) (略) (新設) (10) (略)	(略)

(表)	(表)	(表)	(表)	(表)
(表)	(表)	(表)	(表)	(表)
(表)	(表)	(表)	(表)	(表)
(表)	(表)	(表)	(表)	(表)
(表)	(表)	(表)	(表)	(表)

附則  
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第一項（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）並びに第二項第一号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）及び第二号（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示及び自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示（一部改正）

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一条 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める。

第二条 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十一号

補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 赤羽 一嘉

令和三年三月三十一日

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

第二条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。
- 七 法人である場合においては、次に掲げる書類
  - イ 直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
  - ロ 直前一年の各事業年度の財務に関する事項を記載した一覧表（別記様式第八号）
  - ハ 直前一年の各事業年度の完成業務原価報告書（別記様式第九号）

第四条第三項第八号中「別記様式第十二号及び第十三号」を「別記様式第十号及び第十一号」に改め、同項第十一号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改め、同項第十二号中「別記様式第十五号」を「別記様式第十三号」に改める。

第七条第一項中「別記様式第十六号」及び第四条第三項第七号又は第八号の「を」を「別記様式第十四号」及び第四条第三項第七号（ロを除く。）又は第八号に掲げる」に改める。

第八条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

第九条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十六号」に改める。

国自整第 197 号の 2  
令和 2 年 11 月 11 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添  
国自整第197号  
令和2年11月11日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、分解整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(参考)

## Q & A

Q 1. 「特定整備事業者の事業場の従業員以外の作業員」は整備士の有資格者でなくても良いのでしょうか。

A 1. 良い。

Q 2. 他の事業場の従業員が作業を行う場合は、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者の当該従業員を工員数及び整備士保有数に含むことができるか。

A 2. 他の事業場の従業員は工員には含まない。この考え方については、従来の取扱いから変更はない。

Q 3. 他の事業場の作業員は、アルバイト等雇用形態は問わないということでしょうか。

A 3. 雇用形態については、事業者の責務において他法令を遵守するよう指導されたい。

Q 4. 他の事業場の認証及び指定要件に定める要員数や整備士割合を確保しておく必要があるのではないかと。

A 4. 認証及び指定要件の考え方を変更した取り扱いではないため、送り出す事業場の認証又は指定要件についてはこれまでどおりの取扱いとなる。

Q 5. 「保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合に、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育」とは何か。

A 5. 例えば、作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有する作業を行うために、「作業の流れ、作業指示等工程の管理」、「作業の標準化」、「定期点検の実施体制」の内容などが考えられる。



国自整第 206 号の 2  
令和 2 年 11 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備  
の申請（変更）の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添  
国自整第 206 号  
令和 2 年 11 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備  
の申請（変更）の取扱いについて

昭和 42 年 5 月 25 日以前に認証を取得した事業場は、車両置場の設置に係る具体的な基準が規定されていなかったことから、事業場内を含め車両置場を有していない事業場が存在するが、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 57 条に基づき、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有していることを認証時に確認している。

このため、法令に定める車両置場を有していないものの、従前から事業の経営上で必要な車両置場の確保に努めてきたところである。

以上の措置の実態を鑑み、下記の全てを満たす事業場であって、電子制御装置整備に係る申請（変更）時に従前より事業者が確保している車両の収容場所については、施行規則別表第 4 に定める電子制御装置整備の車両置場を有しているものとして扱うこととしたので、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（昭和 42 年運輸省令第 27 号）附則第 2 項の規定により作業場の規模の基準について、改正前の同規則の適用を受けていること。
2. 従前から事業の経営上で必要な車両の収容場所を引き続き確保していること。
3. 電子制御装置点検整備作業場は分解整備を行う事業場の屋内作業場と兼用する場合に限ること。
4. 敷地内に、屋内作業場の外に施行規則別表第 4 に定める車両置場の規模の基準を満たす広さを有していないこと。
5. 電子制御装置整備の対象とする自動車の種類について、分解整備の対象とする自動車の種類から拡大しないこと。
6. 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と車両の収容場所間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分に安全措置を講じた上で移動させること。

令和3年1月26日  
自動車局整備課  
自動車局安全政策課

## 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

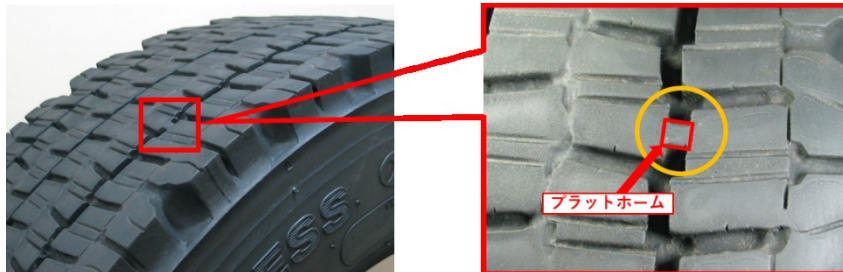
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

### 1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
- ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
  - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
- ・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



### 2. スケジュール

公布：令和3年1月26日（本日）  
施行：公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表：03-5253-8565（直通）、FAX：03-5253-1636

事務連絡  
令和3年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課  
整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別紙のとおり通知したのでお知らせします。

別紙

事務連絡  
令和3年3月31日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」（平成24年3月14日付、国自整第156号）記2.に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」（平成24年3月23日付、事務連絡）により通知したところですが、今般、特定整備制度（電子制御装置整備）の施行に伴い、点検表を別添のとおり改正し、送付しますので、事業者の指導に活用されますようお願いいたします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別紙のとおり通知したので申し添えます。

「指定自動車整備事業点検表について」新旧対照表

新										旧												
指定自動車整備事業 点検表										指定自動車整備事業 点検表												
※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長・事業場管理責任者等)										※実施者は役員又は役員に準ずる者												
指定番号	点検日									実施者	指定番号	点検日									実施者	
事業場名	令和 年 月 日									業種	指定番号	平成 年 月 日									業種	
対象自動車	条件									自動車検査員	対象自動車	条件									自動車検査員	
工具数(B)	内訳									%	工具数(B)	内訳									%	
※ 2種以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小、数で表記する。										※ 2種以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小、数で表記する。												
I 認定関係	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか										通・否	1 指定事項(工具数(4名以上)は、対象自動車(普通(大)は5名以上、整備士保有率(1/3))は適合しているか										通・否
	2 整備主任者に委任している者に対して研修を受けさせているか										通・否	2 屋内作業作業場、完成検査場等に必要はないか										通・否
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか										通・否	3 検査用機器に必要はないか										通・否
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理されているか										通・否	4 整備・点検作業場として用い出ている作業場以外(道路・完成検査場・路上等)で分解整備作業を行っているか										通・否
	5 外注作業について適切に適用されているか										通・否	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか										通・否
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術研修を入手できる体制にあるか										通・否	6 管理課程が突如に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか										通・否
	7 整備技術研修に基づき必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか										通・否	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引き継ぎ処理は適切か										通・否
	8 エーミング作業が適切に実施されているか										通・否	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか										通・否
	9 電子制御装置点検作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか										通・否	9 認証・指定確認を見直しにより指示してあるか										通・否
	10 離れた電子制御装置点検作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか										通・否	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか										通・否
	11 電子制御装置点検作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か										通・否	11 認証・指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか										通・否
	12 完成検査場でガラス、パンタグラフの取外し作業等が実施されているか										通・否	12 事業場内(社用車、従業員のマナー等)に不正改造車はないか										通・否
	13 指定事項(工具数(4名以上)は、対象自動車(普通(大)は5名以上、整備士保有率(1/3))は適合しているか										通・否	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可なく工場を使用していないか										通・否
	14 屋内作業作業場、完成検査場等に必要はないか										通・否	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか										通・否
15 検査用機器に必要はないか										通・否	15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか										通・否	
4 整備・点検作業場として用い出ている作業場以外(道路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っているか										通・否	電子制御装置整備の一定部分の点検作業以外で行うものを除く。											
5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか										通・否												
6 管理課程が突如に即応し、適切な管理下のもと業務が行われているか										通・否												
7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引き継ぎ処理は適切か										通・否												
8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか										通・否												
9 認証・指定確認を見直しにより指示してあるか										通・否												
10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか										通・否												
11 認証・指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか										通・否												
12 事業場内(社用車、従業員のマナー等)に不正改造車はないか										通・否												
13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可なく工場を使用していないか										通・否												
14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか										通・否												
15 指定整備において、自事業場以外の工具が作業していないか										通・否												
自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支障については(令和3年11月1日付(国土交通省197号)に基づき業務支障を除く。										通・否												
II 事業場全般	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 事業場管理責任者が交付し、また再交付の処理は適切か										通・否	1 事業場管理責任者以外が交付し、また再交付の処理は適切か										通・否
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか										通・否	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか										通・否
	3 複製等及び交付しない保安基準適合機は未検査し、確認されているか										通・否	3 複製等及び交付しない保安基準適合機は未検査し、確認されているか										通・否
	4 保安基準適合証(保安)及び保安基準適合証(電子制御)の印刷管理(複製・複製等)は適切に行われているか										通・否	4 保安基準適合証(保安)及び保安基準適合証(電子制御)の印刷管理(複製・複製等)は適切に行われているか										通・否
	5 保安基準適合証(保安)及び保安基準適合証(電子制御)の保管は適切に行われているか										通・否	5 保安基準適合証(保安)及び保安基準適合証(電子制御)の保管は適切に行われているか										通・否
	6 事業者印の管理は適切に行われているか										通・否	6 事業者印の管理は適切に行われているか										通・否
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか										通・否	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか										通・否
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がなされていないか										通・否	8 検査員が休みの日に適合証の証明がなされていないか										通・否
	9 適合証が一層交付された車両に対し再確認証明がなされていないか										通・否	9 適合証が一層交付された車両に対し再確認証明がなされていないか										通・否
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自給保率に適切に加入しているか										通・否	10 保安基準適合証を交付した車両は、自給保率に適切に加入しているか										通・否
11 電子保安基準適合証システムログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか										通・否	11 電子保安基準適合証システムログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか										通・否	
III 保安基準適合証	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 受入点検の結果が記載されているか										通・否	1 料金表の提示及び複製見解書の交付が適正に行われているか										通・否
	2 保安基準適合証に適合しない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか										通・否	2 受入点検の結果が記載されているか										通・否
	3 作業指示は適正に行われているか										通・否	3 保安基準適合証に適合しない車両(不正改造を含む)が入庫した際に適切に対応しているか										通・否
	4 完成検査は工場内で適正に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか										通・否	4 作業指示は適正に行われているか										通・否
5 完成検査は工場内で適正に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか										通・否	5 完成検査は工場内で適正に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか										通・否	
6 完成検査は工場内で適正に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか										通・否	6 完成検査は工場内で適正に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか										通・否	
IV 自動車検査員	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 自動車検査員に必要であった時に適切な処理がなされているか										通・否	1 自動車検査員に必要であった時に適切な処理がなされているか										通・否
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか										通・否	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか										通・否
	3 保安基準適合証に押印する印の管理が適正に行われているか										通・否	3 保安基準適合証に押印する印の管理が適正に行われているか										通・否
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか										通・否	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか										通・否
	5 自工場以外で点検整備(一部を含む)をした車両の検査を行っているか										通・否	5 自工場以外で点検整備(一部を含む)をした車両の検査を行っているか										通・否
	6 自動車検査員と同一性の確認を行っているか。また、同一性が相違している車両に証明していないか										通・否	6 自動車検査員と同一性の確認を行っているか。また、同一性が相違している車両に証明していないか										通・否
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか										通・否	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか										通・否
	8 検査作業の実務の全譲渡を自ら行っているか										通・否	8 検査作業の実務の全譲渡を自ら行っているか										通・否
	9 検査を行った自動車検査員自ら証明行為を行っているか										通・否	9 検査を行った自動車検査員自ら証明行為を行っているか										通・否
	10 保安基準適合証に適合しない車両(不正改造等)に証明していないか										通・否	10 保安基準適合証に適合しない車両(不正改造等)に証明していないか										通・否
	11 検査の年月日を操作して証明していないか										通・否	11 検査の年月日を操作して証明していないか										通・否
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか										通・否	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか										通・否
13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか										通・否	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか										通・否	
V 保安基準適合証	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか										通・否	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか										通・否
	2 保安基準適合証及び自動車検査員の記載事項との整合性がとれているか										通・否	2 保安基準適合証及び自動車検査員の記載事項との整合性がとれているか										通・否
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか										通・否	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか										通・否
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか										通・否	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか										通・否
5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか										通・否	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか										通・否	
VI 検査用機械器具	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 1日1回の検査点検は実施されているか										通・否	1 1日1回の検査点検は実施されているか										通・否
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が実施されているか										通・否	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が実施されているか										通・否
	3 保守管理の記録は適切に行われているか										通・否	3 保守管理の記録は適切に行われているか										通・否
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期限は切れていないか										通・否	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期限は切れていないか										通・否
5 検査用機械器具の校正結果記録表は、適切に保存されているか										通・否	5 検査用機械器具の校正結果記録表は、適切に保存されているか										通・否	
6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか										通・否	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか										通・否	
VII その他	確認項目										通・否	確認項目										通・否
	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか										通・否	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか										通・否
	2 整備主任者に委任している者に対して研修を受けさせているか										通・否	2 整備主任者に委任している者に対して研修を受けさせているか										通・否
	3 分解整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか										通・否	3 分解整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか										通・否
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理されているか										通・否	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理されているか										通・否
5 品質記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか										通・否	5 品質記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか										通・否	
6 社内教育・研修を定期的に開催しているか										通・否	6 社内教育・研修を定期的に開催しているか										通・否	
7 検査作業と整備作業は分離されているか										通・否	7 検査作業と整備作業は分離されているか										通・否	
8 電子保安基準適合証を交付(保証情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか										通・否	8 電子保安基準適合証を交付(保証情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか										通・否	

\* この点検表については、監督時に確認を行います。

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番号									点検日	令和 年 月 日			実施者			
事業場名									条件	軸重	kg以下		その他条件			
対象自動車	普通(大)	普通(中)	普通(小)	普通(業)	小四	小三	小二	軽		大特	車両重量・車両総重量	kg以下・未済				
										燃料等						
工員数(B)	名	内訳	1級整備士※		名		整備士保有率(A)/(B)		自動車検査員							
			2級整備士※		名											
			3級整備士※		名											
			小計(A)		名		%									
									1~3級整備士以外の工員			名		※(A)/(B)の値≧1/3以上必須		

※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。

	確認項目	適	否	備考
I 認証関係	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか	適	否	
	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか	適	否	
	3 特定整備記録簿は適切に交付され、また過去2年分保存されているか	適	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4 認証工具等認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適	否	
	5 外注作業について適切に運用されているか	適	否	外注している場合に限る。(電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できれば確認が必要))
	6 電子制御装置整備に必要な整備技術情報を入手できる体制にあるか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	7 整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備が確実に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8 エーミング作業が適切に実施されているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9 電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反はないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	10 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適切に行われているか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有している場合、その管理体制は適切か	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12 完成検査場で窓ガラス、パンパ・グリルの取外し作業等が実施されていないか	適	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
II 事業場全般	1 指定基準(工員数(4名以上ただし、対象自動車に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合は5名以上)、整備士保有率(1/3))は適合しているか	適	否	
	2 屋内現車作業場、完成検査場等に変更はないか	適	否	
	3 検査用機器に変更はないか	適	否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか	適	否	電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。
	5 事業場の体制が常に事業場組織図により明確化されているか	適	否	
	6 管理規程が実態に即応し、適切な管理のもと業務が行われているか	適	否	
	7 事業場管理責任者、主任技術者の変更時の引継ぎ処理は適切か	適	否	
	8 事業場管理責任者等が講習会等へ出席し知識習得に努めているか	適	否	
	9 認証・指定標識を見易いように掲示してあるか	適	否	
	10 指定整備に関する資料等が保管・管理されているか	適	否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入库していないか	適	否	
	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	適	否	
	13 会社の休日及び営業時間外に、従業員が許可無く工場を使用していないか	適	否	
	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか	適	否	
	15 指定整備において、自事業場以外の工員が作業していないか	適	否	自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援について(令和2年11月11日付け国自整第197号)に基づく業務支援を除く。
III 保安基準適合証	1 事業場管理責任者自らが交付し、また代務交付の処理は適切か	適	否	
	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	適	否	
	3 書損等及び交付しない保安基準適合標章は朱抹し、編綴されているか	適	否	
	4 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の出納管理(授受出納帳、交付台帳の記載等)は適切に行われているか	適	否	
	5 保安基準適合証(紙保適)及び保安基準適合標章(電子保適)の保管は適切に行われているか	適	否	
	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか	適	否	
	7 保安基準適合証の交付権限が明確に事業場管理責任者及び代務者へ委任されているか	適	否	
	8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか	適	否	
	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか	適	否	
	10 保安基準適合証を交付した車両は、自賠責保険に適切に加入しているか	適	否	
	11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なID及びパスワードが適正に管理されているか	適	否	
IV 指定整備の内容	1 受入点検の結果が記載されているか	適	否	
	2 保安基準に適合していない車両(不正改造を含む)が入库した際に適切に対応しているか	適	否	
	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか	適	否	
	4 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に指定整備記録簿に行われているか	適	否	
	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか	適	否	

第一章 整備事業関係

	確認項目	適 ・ 否	備考
V 自動車検査員	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適 ・ 否	
	2 毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適 ・ 否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に実行されているか	適 ・ 否	
	4 職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適 ・ 否	
	5 自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っていないか	適 ・ 否	
	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適 ・ 否	
	7 検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適 ・ 否	
	8 検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適 ・ 否	
	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適 ・ 否	
	10 保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適 ・ 否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか	適 ・ 否	
	12 検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適 ・ 否	
	13 検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適 ・ 否	
VI 指定整備記録簿	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適 ・ 否	
	2 保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適 ・ 否	
	3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適 ・ 否	
	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適 ・ 否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	5 過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適 ・ 否	
VII 検査用機械器具	1 1日1回の始業点検は確実に実行されているか	適 ・ 否	
	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に実行されているか	適 ・ 否	
	3 保守管理の記録は適切に行われているか	適 ・ 否	
	4 検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適 ・ 否	
	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適 ・ 否	
	6 検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適 ・ 否	
VIII その他	1 苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適 ・ 否	
	2 社内教育・研修を定期的に行っているか	適 ・ 否	
	3 整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適 ・ 否	
	4 検査作業と整備作業は分業化されているか	適 ・ 否	
	5 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適 ・ 否	